

前橋市敬老祝金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(受給資格)</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈与する。</p> <p>(1) その年度の3月31日現在で満100歳に到達する者であること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、年額10万円とする。</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈与する。</p> <p>(1) その年度の3月31日現在で満80歳、満88歳又は満100歳に到達する者であること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 満80歳又は満88歳の者 年額 1万円</p> <p>(2) 満100歳の者 年額 10万円</p>